

○防衛省告示第三十六号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）
第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、令和元年六月二十日から施行する。

令和元年六月十三日

防衛大臣 岩屋 毅

一 防衛省市ヶ谷庁舎

対象防衛関係施設の所在地	東京都新宿区	市谷本村町五番一号
対象防衛関係施設の区域	東京都新宿区	市谷本村町五番（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	東京都新宿区	市谷本村町、荒木町六番地及び十番地から二十三番地まで、市谷加賀町一丁目、市谷加賀町二丁目、市谷砂土原町一丁目、市谷砂土原町二丁目、市谷左内町、市谷鷹匠町、市谷田町一丁目、

		<p>市谷田町二丁目、市谷長延寺町、市谷仲之町、市谷八幡町、市谷薬王寺町、片町、三栄町十二番地から十四番地まで、十九番地から二十三番地まで及び二十六番地から二十九番地まで、住吉町一番及び六番から八番まで、納戸町、本塩町七番地から二十三番地まで並びに四谷坂町</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺区域に含まれるものとする。</p> <p>三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>	<p>東京都千代田区</p>	<p>九段北四丁目四番及び五番町</p>

二 陸上自衛隊札幌駐屯地

対象防衛関係施設 の所在地	北海道札幌市中 中央区	南二十六条西十丁目
対象防衛関係施設 の区域	北海道札幌市中 中央区	南二十六条西十丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	北海道札幌市豊 平区	中の島一条八丁目一番地（次の図面に示す部分に限る。）及び二番地（次の図面に示す部分に限る。）、中の島一条九丁目一番地及び八番地（次の図面に示す部分に限る。）、中の島一条十丁目一番地及び八番地並びに中の島一条十一丁目一番地（次の図面に示す部分に限る。）
	北海道札幌市中 中央区	南二十二条西八丁目二番地及び三番地、南二十二条西九丁目、南二十二条西十丁目、南二十二条西十一丁目、南二十三条西八

丁目、南二十三条西九丁目、南二十三条西十丁目、南二十三条西十一丁目、南二十三条西十二丁目、南二十四条西七丁目三番地（次の図面に示す部分に限る。）及び四番地（次の図面に示す部分に限る。）、南二十四条西八丁目、南二十四条西九丁目、南二十四条西十丁目、南二十四条西十一丁目、南二十四条西十二丁目、南二十五条西七丁目、南二十五条西八丁目、南二十五条西九丁目、南二十五条西十丁目、南二十五条西十一丁目、南二十六条西八丁目、南二十六条西九丁目、南二十六条西十丁目、南二十六条西十一丁目、南二十六条西十二丁目、南二十七条西七丁目、南二十七条西八丁目、南二十七条西九丁目、南二十七条西十丁目、南二十七条西十一丁目、南二十七条西十二丁目、南二十八条西七丁目、南二十八条西八丁目、南二十八条西九丁目、南二十八条西十丁目、南二十八条西十一丁目、南二十八条西十二丁目、南二十九条西八丁目、南二十九条西九丁目、南二十九条西十丁目、南二十九条西十一丁目並びに南二十九条西十二丁目一番地

対象防衛関係施設の所在地	宮城県仙台市宮城野区	南目館一番一号	<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		北海道札幌市南区	南三十条西八丁目一番地及び八番地
					区	

三 陸上自衛隊仙台駐屯地

備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。	対象防衛関係施設 の区域	宮城県仙台市宮 城野区	南目館一番（次の図面に示す部分に限る。）
	対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	宮城県仙台市宮 城野区	東宮城野、萩野町一丁目十五番、二十番及び二十一番、銀杏町 十八番、十九番及び三十三番から四十一番まで、萩野町四丁目、 五輪二丁目十五番、苦竹一丁目、苦竹二丁目一番から六番まで、 苦竹三丁目、苦竹四丁目並びに南目館一番（次の図面に示す部 分に限る。）、南目館二番から五番まで、八番から十三番（次の 図面に示す部分に限る。）まで、十五番（次の図面に示す部分に 限る。）、二十番及び二十一番
	林区	宮城県仙台市若 林区	卸町三丁目三番から八番まで並びに卸町四丁目五番及び六番

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四 陸上自衛隊朝霞駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	東京都練馬区	大泉学園町
対象防衛関係施設の区域	東京都練馬区	大泉学園町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺	東京都練馬区	大泉学園町七丁目二十番地から二十二番地まで、二十五番地及び二十六番地（次の図面に示す部分に限る。）、大泉学園町八丁

	<p>埼玉県朝霞市</p>	<p>埼玉県和光市</p>	<p>埼玉県新座市</p>
<p>目二十五番地、三十番地から三十四番地まで及び三十六番地並びに大泉学園町九丁目一番地から四番地（次の図面に示す部分に限る。）まで</p>	<p>溝沼（次の図面に示す部分に限る。）、栄町二丁目十一番地から十四番地まで、栄町三丁目五番地、六番地（次の図面に示す部分に限る。）から八番地まで、栄町四丁目並びに栄町五丁目一番地（次の図面に示す部分に限る。）から九番地まで</p>	<p>西大和団地三番地及び四番地、本町二十一番地（次の図面に示す部分に限る。）から二十八番地（次の図面に示す部分に限る。）まで、二十九番地及び三十一番地（次の図面に示す部分に限る。）、広沢一番地（次の図面に示す部分に限る。）、三番地（次の図面に示す部分に限る。）及び四番地並びに膝折（次の図面に示す部分に限る。）</p>	<p>新塚（次の図面に示す部分に限る。）</p>

五 陸上自衛隊伊丹駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	兵庫県伊丹市	緑ヶ丘七丁目一番地の一
対象防衛関係施設の区域	兵庫県伊丹市	緑ヶ丘七丁目一番地（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に</p>	<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>	
	<p>兵庫県伊丹市</p>	<p>兵庫県川西市</p>
<p>鑄物師一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、鑄物師二丁目、鑄物師四丁目、鑄物師五丁目、緑ヶ丘七丁目一番地（次の図面に示す部分に限る。）、緑ヶ丘二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、緑ヶ丘三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、緑ヶ丘四丁目、緑ヶ丘五丁目、緑ヶ丘六丁目、緑ヶ丘七丁目、東野一丁目、東野二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、東野三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び東野四丁目（次の図面に示す部分に限る。）</p>		<p>久代二丁目九番地から十四番地まで、久代三丁目二十二番地から三十番地まで、久代四丁目二番地から六番地まで及び久代五丁目一番地から十一番地まで</p>

含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

六 陸上自衛隊健軍駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	熊本県熊本市東区	東町一丁目一番地の一
対象防衛関係施設の区域	熊本県熊本市東区	東町一丁目一番地（次の図に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	熊本県熊本市東区	尾ノ上二丁目九番地から二十九番地まで、尾ノ上三丁目八番地から十三番地（次の図面に示す部分に限る。）まで、尾ノ上四丁目一番地から五番地まで及び十二番地から二十番地まで、山ノ

内一丁目、山ノ内三丁目、山ノ神一丁目一番地から五番地まで、佐土原一丁目一番地から十三番地まで及び十七番地、花立五丁目一番地から三番地まで及び七番地から九番地（次の図面に示す部分に限る。）まで、東町一丁目一番地（次の図面に示す部分に限る。）、東町二丁目一番地及び二番地、東町三丁目一番地から六番地（次の図面に示す部分に限る。）まで及び十番地、東町四丁目一番地から八番地まで、健軍本町十七番地から三十四番地まで、四十一番地から四十四番地まで及び五十一番地から五十三番地まで、新外三丁目九番地、錦ヶ丘十九番地から三十四番地まで並びに榎町一番地から十二番地まで及び十六番地から二十番地まで

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれ

るものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

七 海上自衛隊横須賀地方総監部船越庁舎

対象防衛関係施設の所在地	神奈川県横須賀市	船越町七丁目七十三番地
対象防衛関係施設の区域	神奈川県横須賀市	船越町七丁目七十三番地（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	神奈川県横須賀市	船越町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、船越町六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、船越町七丁目（次の図面に示す部分に限る。）、船越町八丁目一番地から三番地まで、五番地（次の図面に示す部分に限る。）から十四番地まで、十六番地から十九番地（次の図面に示す部分に限る。）まで、二十一番地及び二

<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p>		
	<p>次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と五に掲げる 点とを結ぶ海岸 線により囲まれ た海域</p>	<p>十三番地（次の図面に示す部分に限る。）から三十番地まで、浦郷町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに浦郷町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）</p>
	<p>一 北緯三十五度十八分二十二秒、東経百三十九度三十八分二十八秒の点</p> <p>二 北緯三十五度十八分七秒、東経百三十九度三十八分三十八秒の点</p> <p>三 北緯三十五度十七分五十五秒、東経百三十九度三十八分二十九秒の点</p> <p>四 北緯三十五度十七分五十二秒、東経百三十九度三十八分十四秒の点</p> <p>五 北緯三十五度十七分五十四秒、東経百三十九度三十八分四秒の点</p>	

- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

八 海上自衛隊横須賀地方総監部逸見庁舎

対象防衛関係施設の所在地	神奈川県横須賀市	西逸見町一丁目無番地
対象防衛関係施設の区域	神奈川県横須賀市	西逸見町一丁目無番地（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺	神奈川県横須賀市	汐入町一丁目（次の図面に示す部分に限る）、汐入町五丁目（次の図面に示す部分に限る）、西逸見町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）

辺地域

部分に限る。)、東逸見町一丁目(次の図面に示す部分に限る。)、吉倉一丁目(次の図面に示す部分に限る。)、安針台一番地から四番地(次の図面に示す部分に限る。)まで、七番地及び八番地、長浦町一丁目(次の図面に示す部分に限る。)並びに長浦町二丁目(次の図面に示す部分に限る。)

次に掲げる点を
順次に結んだ線
及び一に掲げる
点と五に掲げる
点とを結ぶ海岸
線により囲まれ
た海域

- 一 北緯三十五度十七分三十五秒、東経百三十九度三十八分五十四秒の点
- 二 北緯三十五度十七分四十二秒、東経百三十九度三十九分四秒の点
- 三 北緯三十五度十七分三十三秒、東経百三十九度三十九分二十秒の点
- 四 北緯三十五度十七分九秒、東経百三十九度三十九分三十二秒の点
- 五 北緯三十五度十七分二秒、東経百三十九度三十九分三十秒の点

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

九 海上自衛隊舞鶴地方総監部第一地区

対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設の所在地
京都府舞鶴市	京都府舞鶴市
余部下千百九十番地（次の図面に示す部分に限る。）	余部下千百九十番地

<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>	<p>京都府舞鶴市</p>	<p>余部上（次の図面に示す部分に限る。）、余部下（次の図面に示す部分に限る。）及び北吸（次の図面に示す部分に限る。）</p> <p>一 北緯三十五度二十八分四十五秒、東経百三十五度二十二分十九秒の点</p> <p>二 北緯三十五度二十八分四十四秒、東経百三十五度二十二分二十八秒の点</p> <p>三 北緯三十五度二十八分三十八秒、東経百三十五度二十二分三十二秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と三に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域</p>	

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十 海上自衛隊大湊地方総監部

対象防衛関係施設の所在地	青森県むつ市	大湊町四番一号
対象防衛関係施設の区域	青森県むつ市	大湊町四番（次の図に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	青森県むつ市	大湊町、桜木町一番から十三番（次の図面に示す部分に限る。）まで、十四番から十六番（次の図面に示す部分に限る。）まで及び十七番（次の図面に示す部分に限る。）から二十番まで、宇田町一番（次の図面に示す部分に限る。）、九番から十二番（次の図面に示す部分に限る。）まで、十四番（次の図面に示す部分に限る。）、十六番から二十番（次の図面に示す部分に限る。）まで及び二十一

		<p>番、大湊大近川（次の図面に示す部分に限る。）並びに大湊石橋 （次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>備考</p>	<p>次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と四に掲げる 点とを結ぶ海岸 線により囲まれ た海域</p>	<p>一 北緯四十一度十五分二十七秒、東経百四十一度八分四十五秒の点 二 北緯四十一度十五分十五秒、東経百四十一度九分二秒の点 三 北緯四十一度十四分四十秒、東経百四十一度八分二十七秒の点 四 北緯四十一度十四分三十一秒、東経百四十一度八分〇秒の点</p>
<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺区域に含まれるものとする。</p>		

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十一 海上自衛隊佐世保地方総監部

対象防衛関係施設の所在地	長崎県佐世保市	平瀬町十八番
対象防衛関係施設の区域	長崎県佐世保市	平瀬町十八番（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	長崎県佐世保市	平瀬町（次の図面に示す部分に限る。）、今福町一番から三番（次の図面に示す部分に限る。）まで及び五番から七番まで、矢岳町一番、二番及び六番、泉町一番及び二番並びに上町八番
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p>		

十二 海上自衛隊呉地方総監部

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の所在地	広島県呉市	幸町八番一号
対象防衛関係施設の区域	広島県呉市	幸町八番（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺	広島県呉市	幸町一番（次の図面に示す部分に限る。）及び五番から九番まで、青山町六番から十一番まで、宮原二丁目一番から三番まで、宮

<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれ</p>	<p>辺地域</p>			
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="606 600 1268 896"> <p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域</p> </td> <td data-bbox="1268 600 1452 896"> <p>原三丁目一番、二番及び四番から六番まで、宮原四丁目一番から十四番まで並びに昭和町（次の図面に示す部分に限る。）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="606 896 1268 1993"> <p>一 北緯三十四度十四分四秒、東経百三十二度三十三分二十二秒の点</p> <p>二 北緯三十四度十四分八秒、東経百三十二度三十三分十五秒の点</p> <p>三 北緯三十四度十四分二十秒、東経百三十二度三十三分十八秒の点</p> <p>四 北緯三十四度十四分二十三秒、東経百三十二度三十三分二十五秒の点</p> </td> <td data-bbox="1268 896 1452 1993"></td> </tr> </table>	<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域</p>	<p>原三丁目一番、二番及び四番から六番まで、宮原四丁目一番から十四番まで並びに昭和町（次の図面に示す部分に限る。）</p>	<p>一 北緯三十四度十四分四秒、東経百三十二度三十三分二十二秒の点</p> <p>二 北緯三十四度十四分八秒、東経百三十二度三十三分十五秒の点</p> <p>三 北緯三十四度十四分二十秒、東経百三十二度三十三分十八秒の点</p> <p>四 北緯三十四度十四分二十三秒、東経百三十二度三十三分二十五秒の点</p>
<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域</p>	<p>原三丁目一番、二番及び四番から六番まで、宮原四丁目一番から十四番まで並びに昭和町（次の図面に示す部分に限る。）</p>			
<p>一 北緯三十四度十四分四秒、東経百三十二度三十三分二十二秒の点</p> <p>二 北緯三十四度十四分八秒、東経百三十二度三十三分十五秒の点</p> <p>三 北緯三十四度十四分二十秒、東経百三十二度三十三分十八秒の点</p> <p>四 北緯三十四度十四分二十三秒、東経百三十二度三十三分二十五秒の点</p>				

るものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十三 航空自衛隊府中基地

対象防衛関係施設の所在地	東京都府中市	浅間町一丁目五番地五
対象防衛関係施設の区域	東京都府中市	浅間町一丁目五番地（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	東京都府中市	浅間町一丁目一番地から三番地まで、五番地（次の図面に示す部分に限る。）、七番地から九番地（次の図面に示す部分に限る。）まで及び十二番地、浅間町四丁目二十一番地、二十二番地（次の図面に示す部分に限る。）及び二十三番地から二十九番地まで、若松町二丁目一番地から十五番地まで及び十七番地から十九番

地まで、若松町三丁目一番地から十一番地まで、十四番地及び十五番地、若松町四丁目一番地から十五番地まで及び四十九番地から五十二番地まで、緑町二丁目七番地から十一番地まで及び十七番地から十九番地まで並びに緑町三丁目六番地から三十三番地まで

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。